

寄 付 金 要 綱

1. 目 的 第 101 回全国高等学校野球選手権大会に関わる諸費用の支援補助。万一、余剰金がある場合は、野球部の支援を中心に高等学校特別教育活動全般にわたる支援補助金に充てる。
2. 募 集 期 間 2019 年 7 月 29 日～8 月 23 日
3. 金 額 一口 3,000 円 *金額にかかわらずお受けいたします。
4. 申 込 方 法 口座名義 学校法人稲置学園（星稜基金寄付金受入口）
口座番号 00750-9-100510
※お礼状をお送りしますので必ずご住所をご記入ください。
※通信欄の一般・個人、法人・企業等、同窓生の区分及びご芳名の公表について、該当する内容を記載してください。
5. 寄付金控除 本学園へのご寄付は、以下の税制上の優遇措置を受けることができます。
○個人からのご寄付
所得税控除及び地方住民税控除
※ 詳しくは、裏面の「寄付金税制上の優遇措置について」をご覧ください。
○法人からのご寄付
日本私立学校振興・共済事業団を通じた「受配者指定寄付金」制度により、寄付金の全額をご寄付いただいた事業年度の損金に算入できます。
ご希望される場合は、本学園ホームページより、日本私立学校振興・共済事業団宛の「寄付申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上ご提出ください。折り返し必要書類を送付いたします。
6. 会計報告等 大会終了後に同窓会ホームページ等でご報告いたします。
7. ご 注 意 全国高等学校野球選手権大会に伴う寄付金募集等の詐欺にご注意ください。本学園で寄付金を募る場合は、必ず趣意書・振込用紙にてお願いしております。また、寄付金等の振込口座も「学校法人稲置学園」名義となっております。
寄付に関するご不明な点は、学校法人稲置学園総務部総務課までお問い合わせください。

学校法人稲置学園 総務部総務課
〒920-8620 石川県金沢市御所町丑 10 番地 1
TEL 076-253-3908
FAX 076-253-3993

寄付金税制上の優遇措置について（ご案内）

本学園へのご寄付は、以下の税制上の優遇措置が受けられます。

1. 所得税控除

「税額控除」、「所得控除」のいずれかの制度を確定申告の際に選択します。

(1) 税額控除

寄付金額（所得の40%が限度）から2,000円を差し引いた額の40%を所得税額から控除できます。
（所得税額の25%が上限）

$$(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{所得税控除額}$$

○寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除します。

(2) 所得控除

寄付金額（所得の40%が限度）から2,000円を差し引いた額を、所得（課税所得金額）から控除できます。

$$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} = \text{所得控除額}$$

○所得控除を行った後に税率を掛けます。所得金額に対して寄付金額が大きい場合や所得税率が高い高所得者の方の減税効果が期待できます。

※いずれの場合が有利であるかは、国税庁のホームページで計算できます。もしくは税務署でご確認ください。

2. 地方住民税控除

寄付された年の翌年度の「個人県民税」、「個人市町民税」から控除されます。

(1) 個人県民税額控除

$$(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 4\% = \text{個人県民税控除額}$$

(2) 個人市町民税額控除

$$(\text{寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 6\% = \text{個人市町民税控除額}$$

※控除対象となる寄付金額の限度額は、総所得金額等の30%です。

※対象となるのは、寄付された年の翌年の1月1日現在に石川県内に住所を有する方です。

都道府県・市町村によって取扱いが異なりますので、お住まいの都道府県・市町村にお問合せ願います。

寄付金控除の手続きを受けるには、寄付された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行う必要があります。

確定申告の際に、本学園よりお送りいたします①「税額控除に係る証明書(写)」(税額控除の場合)または「特定公益増進法人証明書(写)」(所得控除の場合)と、②本学発行の「領収書」または 所定の「払込受領証」をご提出ください。

※お手元の「払込受領証」に住所が記載されていない場合は、寄付者ご自身により、必ず住所をご記入ください。